

# 第5章



## 文化財の保存又は活用に関する事項



## 1. 桐生市全体に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、縄文時代から近代にかけての指定及び登録文化財、重伝建地区を合わせて266件の文化財が存在している。適正な保存を図るため、本市では全ての指定等された文化財を対象に現状確認調査及び所有者・管理者への聞き取りを実施し、群馬県においては指定・登録文化財、重要な埋蔵文化財包蔵地に対して群馬県文化財保護指導委員による「文化財パトロール」を実施している。本市においては保存活用計画が策定されていないため、それぞれ指定区分に応じ、文化財保護法、群馬県文化財保護条例、桐生市文化財保護条例に基づき、国や県など関係機関や所有者とともに現状と将来への影響等を検討し、個別に保存活用が図られている。

また、未指定の文化財については、「桐生市史」など書籍に紹介されたもの、民俗文化財である祭礼・行事や、近代化遺産の建造物

などを対象とした悉皆調査を実施したものなどがあるが、多くのものは内容が不明であることから、調査・研究を通じて本市の文化財としての価値や歴史的位置付けについて明らかにしていく。

今後は、これまで実施してきた保存・管理に係る事業を継続するとともに、文化財の保存・活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」の策定を進め、適正な保存活用を図る。



文化財調査の様子

### (2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理は「文化財としての価値を損なわないこと」が原則であり、基本的に本来の姿に修復し、将来に継承して行くべきものである。

修理にあたり価値を維持していくためには現状変更や各種届出など関連法令を遵守し、文化庁、群馬県教育委員会、桐生市教育委員会をはじめ関係機関や専門家に事前指導を受け、必要に応じて指定当時の資料を再検証するとともに追加資料の調査、修理の過

程での詳細な記録保存を行う。

保存修理工事など保存に伴う経費については、指定・登録文化財ともにそれぞれの補助金交付要綱に基づく支援措置を図り、目的や状況によっては、群馬県費補助事業「千客万来支援事業」や公益財団法人東日本鉄道文化財団「地方文化事業支援」など地域活性化や観光振興の補助事業を活用することにより保護を図る。

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財保護に対する市民意識の醸成や周知、豊富な文化財による市の活性化などを目

的に本市では「文化財を活用しながら保存する」ことをひとつの指針にしている。建造物

では、昭和61年度（1986）に国指定重要文化財「旧群馬県衛生所」を市直営の喫茶室のある「桐生明治館」、平成9年度（1997）から市指定重要文化財「矢野蔵群」を多目的施設である「桐生市有鄰館<sup>ゆうりんかん</sup>」、市指定重要文化財「旧模範工場桐生燃糸合資会社事務所棟」を平成24年度（2012）から郷土資料展示施設「桐生市近代化遺産絹撚記念館<sup>けんねん</sup>」として一般公開するとともに、文化財の活用方法を提示している。また、近代化遺産を活用し、市の活性化を図ることを主旨として平成4年（1992）3月17日に桐生市議会で決議された「近代化遺産拠点都市宣言」も文化財活用のひとつの指針となっており、近年ではベーカリーに転用された旧金谷レース工業や、美容室に転用された旧堀祐織物工場などノコギリ屋根工場が民間により積極的に活用され始めている。

埋蔵文化財や民俗文化財等の資料については、桐生市教育委員会文化財保護課において保管し、分類・整理がなされており、教育関係資料は学校教育課、古文書や文献は図書

館において同様の措置がとられている。課題として関係資料を適正に保存するための設備を持つ専用施設がなく、専門職員の不足に伴い人材育成が急務であることが挙げられる。

本市内において、博物館法に基づく登録博物館は公益財団法人が運営する「大川美術館」のみであり、桐生市立では博物館類似施設として桐生市近代化遺産絹撚記念館、新里郷土資料館<sup>にいさと</sup>、黒保根歴史民俗資料館が市所蔵の資料を展示している状況である。

市内各施設の特性を活かし、連携しながら不足している分野や状況を補い、桐生市として個性ある施設の活用を進めていく。



喫茶コーナーを備える桐生明治館

### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

時代や性格、数量、規模などが異なる文化財を保護するためには、文化財と一体となった周辺の環境保全が重要であり、本市の歴史的な背景や独自性を景観とともに保全していく必要がある。

本市では、平成24年（2012）7月9日に本町一丁目・二丁目の全域及び天神町一丁目の一部である「桐生新町伝建地区」が国の重伝建地区に選定されるとともに保存計画に基づき地区全体の保存が図られており、併せて平成28年（2016）4月1日からは桐生市景観

条例の施行及び桐生市景観計画を策定し、市域全体の景観の保全が図られている。また、景観計画においては、歴史的地区として7か所が景観重点地区の候補地として挙げられており、地域の歴史・文化等に配慮した良好な景観の保全・形成について取り組むこととなっている。これらの計画とともに桐生市文化財保護条例や桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例、桐生市景観条例、桐生市の緑を育て自然を守る条例などの法令を活用し、関係部署との連携による体制の整備を図る。

## (5) 文化財の防災に関する方針

火災や風雨、地震、盗難など文化財に対する災害は様々であり、将来に向けて守り、伝えていくためには所有者・管理者と行政、地域の連携が不可欠である。所有者に対しては防災意識の向上を図るため訪問時に防災の呼びかけを行っている。毎年1月26日の「文化財防火デー」にあわせて、文化財建造物や指定文化財を保管している建造物を対象に桐生市消防本部や消防団と連携して文化財消防訓練を実施しており、近隣の住民にも参加を呼びかけ、啓発を強化している。また、桐生明治館や桐生市有隣館、重要文化財「彦部家住宅」においては公開施設であるため独自に消防訓練を実施、桐生新町伝建地区においては平成27年度（2015）に「桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区防災計画」を策定し、地域住民参加による防災避難訓練を行っており、今後も継続して進めていく。

指定文化財においては消防本部による防

火査察を実施し、消火設備や自動火災報知器などの点検、指導がなされており、市からも設備や機材の設置について必要性の周知を図る。

本市においては、大規模災害等に備え「桐生市地域防災計画」を策定しており、地域住民による自主防災会の設置を呼びかけている。また、震災については群馬大学理工学部による防災研究の成果を講座等で周知しており、文化財の防災にはこれら関係機関が協力して対応できる体制づくりのための協議を進める。



文化財防災訓練の様子

## (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保護に対する正しい理解と意識向上を図るため、文化財の公開に努め、各種事業の実施、情報の発信を積極的に行う。

桐生市ホームページにおける文化財紹介の充実、「桐生市の文化財」や「市内遺跡発掘調査報告書」など書籍の刊行などにより、市内外に基本的な情報を提供する。また、公開事業としては、「近代化遺産一斉公開」やスタンプラリーの開催、「文化財めぐり」、所管施設の無料公開といった子どもから大人まで幅広い世代が文化財に触れる機会を創出する。講座事業としては「立正大学デリバリーカレッジ」や「出前講座」を開催し、文化財の知識と歴史的背景を伝える事業を継続して実施する。

文化財は歴史、自然、民俗など幅広い分野から成り立つものであるため、基本的な情報を教育委員会から発信することで関係部局と共有し、それぞれが市民への周知を図るとともに、日本遺産やぐんま絹遺産といった文化財を活用した地域の観光や活性化を目的とする事業に積極的に取り組む。



文化財めぐりの様子

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市内には旧石器時代から中世を対象とした周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が761か所確認されている。その内訳を地域別に見ると桐生地区271か所、新里地区359か所、黒保根地区132か所であり、市内ほぼ全域に分布している状況にある。

埋蔵文化財の確認については、群馬県教育委員会のホームページ上で紹介されており、県内各市町村の情報提供を基に作成された「マッピング群馬（遺跡・文化財）」において検索することができる。また、開発審査部局や建築確認部局など各関係機関には「桐生市遺跡分布地図」を配置し、窓口での対応時に活用しており、それぞれが相互に情報を照会できる体制となっている。また、開発に先行する行政・事業者との道路工事連絡調整会議に文化財保護課も出席し、打ち合わせの上、指導を行っている。文化財保護課の窓口で確認する事業者や市民に対しては「桐生市遺跡検索システム」を活用し、遺跡内もしくはその周辺部であることを確認し、対応の効率化を図っている。

周知の埋蔵文化財包蔵地であった場合、文化財保護法第93条もしくは第94条に基づく届出等の提出を求め、事前協議、確認調査等の後に再度協議し、保存が困難な場合は発掘調査による記録保存を図る。開発において未発見の包蔵地が確認された場合についても同様に対応する。

埋蔵文化財の取り扱いについては文化財保護法などの法令とともに「群馬県埋蔵文化財発掘調査取扱い基準」（平成17年（2005））を遵守し、埋蔵文化財の保存を最優先として、土地所有者及び開発事業者との調整を図っていく。



埋蔵文化財発掘作業

## (8) 文化財の保存・活用体制と今後の方針

本市における文化財保護の主管課は教育委員会文化財保護課であり、文化財保護係、埋蔵文化財係の2係を設置している。

所管施設として「桐生明治館」があり、埋蔵文化財係には係の執務室である川内分室と新里分室がある。平成17年（2005）の合併により市域が拡大し、指定文化財や埋蔵文化財の数量も大幅に増加しており、それに対応する適正な人員配置により、文化財保護業務を推進していく。

令和2年度（2020）からは、日本遺産「かかあ天下—ぐんまの絹物語—」の周知やさら

なる活用を推進するため、構成要素である重伝建地区や「桐生市近代化遺産絹撚記念館」などの業務を、新たに産業経済部観光交流課内に設置した日本遺産活用室に移管した。所管する「桐生市有鄰館」や「伝建まちなか交流館」を含め、日本遺産の情報発信や観光資源としての積極的な活用を図っていく。

行政を事務局とする諮問機関としては桐生市文化財保護条例第8条に基づき桐生市文化財調査委員会を設置している。文化財に関し学識経験を有する者で、郷土史、植物、地質・古生物、織物・工芸、民俗、美術、建

築の各分野からなる。

また、桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条に基づき桐生市伝統的建造物群保存地区保存審議会が設置され、13名の委員を委嘱している。市民からなる委員会については、規則により規定され、桐生市有隣館の管理運営を行っている「有隣館運営委員会」がある。

文化財保護を中心とする教育委員会文化財保護課、重伝建地区の整備や日本遺産の活用、観光としての情報発信は産業経済部観光交流課日本遺産活用室、歴史まちづくりや景観条例は都市整備部都市計画課、織物等産業

振興や織物関連の資料や工場などの施設は産業経済部商工振興課など多くの部署でそれぞれ担当している。これら各課は業務に応じて文化財の保存活用に関わっていることから、目的や事業に応じて緊密な連携を図り、面的なまちづくりを行っていく。



伝建まちなか交流館での案内

### (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市内には、地域住民が主体となって結成された組織やNPO等の各団体が文化財の保存活用に携わっている。特に、昭和25年（1950）から機関紙「桐生史苑」<sup>きりゅうしえん</sup>を発行し郷土史研究を行う「桐生文化史談会」、地場産業を活かしたまちづくりを行う「ファッションタウン桐生推進協議会」等が、地域の歴史、伝統文化の保存・活用に関する各種取り組みを行っている。また、民俗文化財では、百万遍念仏<sup>ひやくまんべんねんぶつ</sup>、太々神楽、獅子舞等が各保存会により継承されている。

今後は、これらの市民団体等との連携体制を強化し、官民協働による保存・活用を図る。また、市民団体等の活動を今後も継続するた

め、必要な情報提供を行うとともに、適切な支援策を検討する。

なお、平成31年（2019）4月に施行された改正文化財保護法では、文化財の保存・活用に取り組む民間団体を市町村が文化財保存活用支援団体に指定できるようになった。今後、文化財保護行政を進めていく中で、状況に応じて、文化財の保存・活用の取り組みを中心的に担う団体等を文化財保存活用支援団体として指定していくことを視野に入れる。

文化財の保存・活用に関わっている各種団体

団体名	主な活動内容
●桐生祇園祭保存会	桐生祇園祭の継承
●桐生本四祇園囃子保存会	桐生祇園囃子の継承
●桐生祇園おはやし連	桐生祇園囃子の継承
●桐生木遣保存会「桐声会」	桐生木遣の継承
●桐生伝建修習の会	伝統工法・技術の継承、職人の育成

●買場紗綾市実行委員会	買場紗綾市の運営
●桐生市有鄰館運営委員会	有鄰館の運営
●NPO法人有鄰館友の会	有鄰館を活用した各事業の実施
●桐生歴史文化資料館運営委員会	桐生歴史文化資料館の運営
●桐生森芳工場運営委員会	地区の歴史に係る冊子等の作成
●桐生からくり人形芝居保存会	桐生からくり人形芝居の継承
●桐生新町まちなみ委員会	地域内まちづくり活動
●NPO法人本一・本二まちづくりの会	地域内まちづくり活動
“織都桐生”案内人の会	地区の案内・解説
桐生文化史談会	郷土史の研究、講演会、機関紙の発行等
ファッションタウン桐生推進協議会	各まちづくり活動等
梅原薬師堂保存会	梅原薬師堂の維持管理や祭典等の継承
白瀧神社太々神楽保存会	白瀧神社太々神楽の継承
賀茂神社太々神楽保存会	賀茂神社太々神楽の継承
賀茂神社御篝神事保存会	賀茂神社御篝神事の継承
涌丸獅子舞保存会	涌丸獅子舞の継承
前田原獅子舞保存会	前田原獅子舞の継承
皆沢地区百万遍念仏保存会	皆沢地区百万遍念仏の継承
北泉会	地藏盆百万遍念仏の継承
新里文化財保護協会	文化財周辺の草刈やパトロール

●・・・重点区域内

## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域は本市の中央を流れる渡良瀬川<sup>わたらせ</sup>の左岸、市街地から北方に位置する天神町までの区域を定めている。この区域内に存在する指定文化財は国指定1件、県指定2件、市指定8件、重要伝統的建造物群1か所であり、国登録有形文化財については、全132件中83件と本市全体の6割を超える建築物・工作物が集中している。それぞれ文化財保護法をはじめとする法令により保存のための措置が講じられてきたものであり、イベントやホー

ムページ・書籍等による周知が図られている。一方、未指定の文化財については、有形・無形ともに把握されていないものも多い。

重点区域においては文化財保護の観点から引き続き保存・活用や周知を図っていくとともに、新たに資料を評価し、文化財として位置づけるために、調査や分析を進めるなかで重点区域の特徴を抽出するなど文化財保護の政策につなげていく。

### (2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内には、点としての指定文化財と面（地域）としての重伝建地区など多種多様の文化財が存在しており、今後は国庫補助金をはじめとする各種補助金などを活用し、所有者・地域住民と協力することでそれぞれの整備目的に即した文化財の保存修理を進めていく。

また、重点区域内の建造物については、文化財保護法令における指定や登録のほかに景観法による景観重要建造物、景観重要樹木の指定や歴史的風致形成建造物の指定によ

る景観の保全等、その保護を図る。重伝建地区においてはこれまで実施してきた伝統的建造物保存修理、防災対策事業等による文化財の維持管理とともに本町通り整備事業などによる地区内の景観形成を進める。同地区を含む桐生新町において360年以上続く「桐生祇園祭」については、地元との協議により、祭の文化財としての保護の検討をはじめ、文化振興や観光事業の視点からソフト事業による情報発信を推進し、地域の活性化につないでいく。

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内の展示施設は、市有施設として郷土に関わる歴史や資料を展示・公開している「桐生市近代化遺産絹拵記念館」（市指定重要文化財）、法人運営の「桐生織物記念館」（国登録有形文化財）、民間運営では、「桐生市歴史文化資料館」、「織物参考館“紫”」（国登録有形文化財）がある。全てが当初から博物館専用施設として建設されたものではなく、建物の特徴や形状、立地を活かした建造

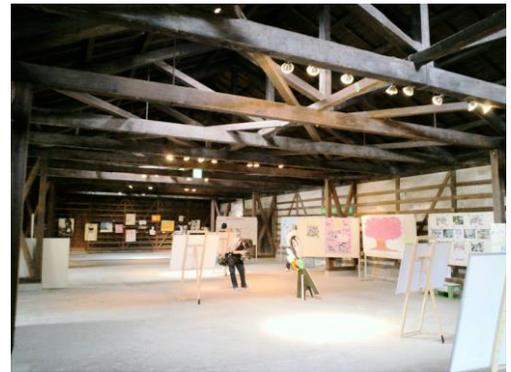


絹拵記念館では様々な郷土資料が展示されている

物の活用である。いずれも展示設備や面積に十分な状況になく、専門職員の配置もない。展示施設ではないが、「群馬大学工学部同窓記念会館」（国登録有形文化財）、桐生新町伝建地区内にある「伝建まちなか交流館」、後藤織物倉庫（国登録有形文化財）、あーとほーる銚座、矢野園（市指定重要文化財）など建物の一部を利用して地区や所有者、建物に由来のある資料を展示している事例があり、その他にも桐生市有鄰館（市指定重要文化財）のように多目的施設のなかで展示事業が行われているものもある。

これらはそれぞれが異なる分野や時代の資料を展示している個性的な施設であり、中でも指定・登録文化財を展示施設としている建物は、それ自体が文化財の保存活用を示す

生きた資料といえる。市有施設については展示内容の充実や周知化事業を推進するとともに必要に応じて施設整備を実施し、団体や民間が運営している施設については、積極的に情報交換をすることで、施設相互にその魅力と資料等の必要な情報を利用者に提供する。



イベントスペースになる有鄰館

### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の中央部から南部にかけては桐生新町の重要伝統的建造物群を核にした中世末から近代にかけての文化財、全域には近代以降の織物業に関わる文化財が数多く残る重層的な構造となっている。

このため、重点区域の中で町並みや風景の

歴史性、自然環境などエリアにより異なる景観を活かし、都市計画法や景観法等の関連法令等と連携することで一体的な保全を図るとともに文化財の周辺環境と調和の取れた景観整備を行う。

### (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、建造物及び重要文化財（美術工芸品）を保管している施設を対象に、桐生市消防本部と連携して、毎年文化財防火デーの前後に防火査察を実施しており、必要な設備や道具、火災予防のための環境を含めて現状を把握し、所有者に対し適切な指導を行っている。

桐生新町伝建地区については地元の自主防災会と連携して年に1回防災避難訓練を実施しており、設備については住宅用火災警

報器や消火器具などの更なる設置を進める計画である。

文化財の防災に関しては、防災訓練やイベント、建造物の修理工事などの機会を通じて防火や耐震についての注意喚起を行い、防災意識の向上を図るとともに、文化財所有者や地域住民、消防署及び地元消防団、行政各機関との連携により、可能な限りソフト・ハードともに強化していく。

## (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内の指定・登録文化財については、ホームページやパンフレットなど各種媒体を通して紹介するとともに、本物の文化財に触れ、詳しく知ることができるよう導入板や標柱、案内板を設置している。そのうち、案内板については、年数が経過し内容の読みにくくなったものや未設置の文化財を対象に毎年整備を行っている。

さらに、出前講座や歴史まちづくり講演会などの講座事業とともに見学会など各種イベント事業を開催することにより、文化財について幅広い知識を得ることのできるよう取り組んでいる。近年では、観光や文化資源として文化財の活用が認められるようになったことから、桐生新町伝建地区や重点区域に存在する5か所の日本遺産構成文化財を巡るツアーなど回遊性を持たせた企画が増え、さらに、人的資源として観光に資することを目的にNPO法人の設立や桐生市観光物産協会により観光ガイドが養成されている。

文化財の保護・活用を普及するためには、

多くの人が関心を持つように文化財に触れる機会を増加し、意識の醸成を図って行くことが重要である。指定・登録文化財に加え、未指定の文化財の価値を掘り起こし、歴史的な特徴と正確な情報を市内外に発信するとともに本市の教育行政方針の柱の1つである「桐生を好きな子」を育てる事業や桐生市観光ビジョンと連携し、もの・人・情報が一体となるよう進めていく。



日本遺産の標柱看板

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域には縄文時代から中世にかけての埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が5か所存在している。その特徴は、中世の今井宿<sup>とりで</sup>の砦（巴町）、勘解由屋敷<sup>かげゆ</sup>（東久方町）、因幡屋敷（東地区）のように桐生氏、由良氏<sup>ゆら</sup>に関わる外郭の城館跡と、桐生新町に関連する桐生陣屋や桐生新町水路跡といった中・近世に集中することである。

これらの遺跡においては史跡に指定されている遺跡は条例に基づく保存の措置を講

じ、他の遺跡については、開発が決定され、遺跡の破壊が認められる場合は文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘調査を実施し、記録保存の措置を講ずることを基本とする。

ただし、歴史的風致維持向上計画による歴史的景観の保全が認められた場合や、埋蔵文化財の調査により重要な遺構が発見された場合、関係機関及び開発事業者との協議により、保存を優先する。

## (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内では、「“織都桐生”案内人の会」により桐生新町伝建地区等の案内と解説が行われている。また、桐生祇園祭の各町関係者で組織する「桐生祇園祭保存会」、桐生祇園囃子を行う「桐生本四祇園囃子保存会」、「桐生祇園おはやし連」がそれぞれ桐生祇園祭の継承に努めている。その他にも、歴史的建造物における伝統工法や技術の継承と職人の育成を行う「桐生伝建修習の会」、からくり人形を上演する「桐生からくり人形芝居保存会」や有鄰館を活用した事業を行う「NPO法人有鄰館友の会」など、それぞれ活発な活動を行いながら、地域の歴史、伝統文化の保存・活用に努めている。

重点区域内においても本市全体と同様に、市民団体等との連携体制の強化を図りながら、無形民俗文化財の調査・研究を進めて記録化の支援を行っていく。また、歴史的建造物の保全・活用の促進に向けて、伝統工法や技術を継承するための後継者を育成する団体の支援を行っていく。



からくり人形芝居